

様式第2号－1

埼 労 発 雇 均 0428 第 5 号

令 和 7 年 4 月 2 8 日

株式会社ICST さいたま研究所

代表取締役 横井 博之 殿

埼 玉 労 働 局 長

(公印省略)

令和7年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付決定通知書

令和6年9月20日付け申請のあった令和6年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条

{ 第1項の規定により、
第3項の規定により、修正

のうえ、} 下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

記

1 助成金の交付の対象となる経費は、平成23年4月1日厚生労働省発基0401第39号厚生労働事務次官通知の別紙「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第4条に定める経費（以下「助成対象経費」とい

う。）であり、その内容は { 令和6年9月20日申請書記載のとおり
2及び3のとおり } である。